

【論文】

明治期大分県神社の移転（その2）

佐藤正彦*

Shrine moving of Oita Prefecture at the Meiji Era (Part 2)

Masahiko SATO

Abstract - This thesis described on the shrine moving of Oita Prefecture at the Meiji era.

Keywords : Shrine moving, shinto shrine buildings, Oita Prefecture, the Meiji era

目次

序

1. 生島神社（大野郡西大野村大字綿田）
2. 日野八幡社（宇佐郡南院内村大字来鉢）
3. 菅原社（大分郡竹中村大字端登字花鶴）
4. 天満社（直入郡久住村字鶴）
5. 天神社（大野郡新田村大字本城字河内）
6. 稻荷社・水神社（直入郡豊岡村大字飛田川）

結

序 本稿は同標題（その1）に続くものである。¹⁾

1. 生島神社（大野郡西大野村大字綿田）
明治28年12月7日受 内務部第3課
議案 属安藤龍太郎（印）
決議
内務部長（印） 第三課長代（印）

課僚（印）

大野郡長、照会案回議

内3戸第1809号

客月5日付3戸第339号ヲ以テ竹生ノ島神社移轉願出御執達ニ依リ調査ノスル祭神名及由緒ニ於テ神社明細帳ノ基ニシテ相違致、条篤ニ御調査ノ上御ノ執達相成此段及仕照会也

明治28年12月5日

内務部長

大野郡長

追而願書類ノ総テ2通御口処御相成度ノ也

三戸第329号

大野郡西大野村大字綿田

無格社竹生島神社

右神社移轉願ニ差出候ニ付添書ノヲ以テ及進達候處悪

*建築学科

水流通ノ方法ニ可有之旨以テ願書却下相成候ニ付其旨ノ趣相示シ書面却下致置候處今又別紙ノ通移轉ノ義再願有之然ルニ現社地ノ儀ハ前ニモ及添申候通凹地ナルヲ以テ湿ノ氣強ク名潔極メ且樹木ナク徒ヲ社地ノタルノ風致少シモ無之是ニ及シ移轉出願地ノ高燥清潔ニシテ多少風致ニ有之社地ニハ適當ノケ所ト相認メ候ノミナラス願意切ノ禁シカクキモト見込候ニ付再應及進達候間可相成実地御検査ノ上何當之御ノ取扱有之候様致此段及添申候也

明治28年11月5日 大野郡長鶴田正義（印）

大分縣知事山田為暄殿

2. 日野八幡社（宇佐郡南院内村大字来鉢）

明治29年4月30日

内務部第3課ノ属大槻平美（印）

内務部長（印） 第三課長（印）

課僚（印）（印）（印）

宇佐郡長へ照会按回議

内3戸第907号

御郡南院内村々社日野八幡社移轉願ノ書御提出相成調査候処尚別紙付箋ノ口御取調且貴官ノ意見書添付相ノ成候様致度此段及御照会候也ノ

明治29年5月1日 内務部長

以上

明治29年8月19日受

内務部第3課属末富五郎（印）

神社移轉願出ニ付回議

内3戸第1630号

神社移轉ノ件ニ付稟議

管下宇佐郡南院内村大字来鉢日ノ野八幡神社移轉ノ義願出候ニ付遂ノ取調候處出願ノ事實相違無之ノ即ニ移轉ノ義ノ敬神及神社建物維ノ持上必要ト認候条願意聴許ノ致度關係書類相添此段及稟ノ議候也

明治29年8月21日知事

内務大臣宛

庶第 655 號

本郡南院内村大字末鉢日野八幡社 / 移轉出願 = 付實地調査候處願人申 / 立、如、現社地、民家ヲ去ル十數丁危険 / 極、マルノ山谷ニアリ移轉地ハ土地高燥通 / 路平易ニシテ旧社跡地ニモアリ尤モ適當 / 位置ト見認候条此段意見及□□ / 候也

明治 29 年 6 月 3 日 宇佐郡長 淵野勝也 (印)
大分縣知事 山田為暄殿

添申

別紙南院内村大字末鉢村社移轉願書 / 御附箋之立案 = 調査訂正違達仕候有 / 御執達相成下度此段添申候也
明治 29 年 8 月 12 日

郡長代理 南院内村助役 □□□□ (印) 宇佐郡役所
第 1 課長
宇佐郡書記 伊川信夫殿

村社神殿移轉御願

大分縣豊後國宇佐郡南院内村本要村字下ノ里
村社 日野八幡神社
一祭神 (略) / 一由緒 (略) / 一境内 (略)
一氏子 (略) / 一大分縣廳迄里程 (略)

以上

右神殿□□本大字由字下ノ里ニ奉 / 此段座候處□□地ノ義八本大字ノ東北隅 / 當リ東北方ハ尤モ險岨ナル溪谷ニ鳴シ南西方ノ耕地ニ接シ且淨濕ノ地ニシテ平常其ノ水氣ノ含シ建物皆腐朽シ加シナラス氏子ハ勿論 / □□衆人氏ノ□□通路モ泥道而ヲテモ一層 / 用難仕候義ニ付今般氏子中協議ノ上 / 本大字内字里下ニ移轉仕ニ付□□□ / 別紙ヲ以テ願意御聽許被下仍テ別紙 / □□□スル□□帳候□□□相成此段奉 / □□願候也

大分縣豊後國宇佐郡南院内村大字末鉢
明治 28 年 11 月 5 日 氏子總代 御幡 茂三郎
□□ 岳六
久綱 仁一
社掌 村遠人

大分縣知事 山田為暄殿

別紙ノ通出願ニ付願□御聽許付被 / 下度與書□□候也
明治 29 年 1 月 22 日

郡長代理 南院内村助役 直 □□□□

3. 菅原社 (大分郡竹中村大字端登字花鶴)

明治 29 年 7 月 16 日受 内務部第 3 課
属安藤龜太郎 (印)

神社移轉願御指令案回議

大分郡竹中村々社菅原社移轉願出 / 依、曾、内務大臣、稟議相成候處今般 / 許可相成、条御指令案左ニ相伺候也

案

内 3 戸第 1424 号

大分縣竹中村 / 宮本納太郎 / 外 3 名
明治 28 年 8 月 1 日付神社移轉願ノ件
写届候条移轉濟ノ上ハ明細帳□□ / 届出可シ / 但移轉先境内地ハ民有地第二種ニ編入スヘシ
明治 29 年 7 月 17 日
知事
内務省御伺甲第 59 号
大分縣

本年 6 月 18 日
内 3 戸第 1237 号稟議神社移轉ノ件 / 写届
但移轉先境内地ハ民有地 / 第二種ニ編入スヘシ
明治 29 年 7 月 8 日
内務大臣 伯爵 板垣退助
大藏大臣 子爵 渡邊 國武

明治 29 年 11 月 17 日受
内務部第三課属末富五郎 (印)
神社移轉願出ニ付回議

内 3 戸第 1237 号
神社移轉ノ件ニ付稟議
管下大分縣竹中村大字端登村社菅原 / 社水害ノ為メ社地潰崩ノ故ヲ以テ移轉ノ義 / 出願ニ付遂取調候處事實相違無之 / 且ツ本件ハ止ムヲ得サルノ必要ニヨリ出願シタル / モト認候条願意聽許致度此段及 / 稟議候也

明治 29 年 6 月 18 日知事
内務大臣 宛
兵第 1224 號
部内竹中村大字端登字花鶴鎮座村社 / 菅原社水害潰崩ノ故ヲ以テ移轉ノ義別 / 紙之通出願ノ処右ノ事實相違無之 / 見認候條此段及執達候也
明治 28 年 10 月 22 日
大分郡長 小倉左文 (印)

大分縣知事 山田為暄殿
社地換願

大分縣豊后國大分郡竹中村大字端登
字花鶴鎮座村社 菅原社
一祭神 / 一由緒 / 一建物 / 一境内 / 一氏子 / 一大分縣廳迄 / 明細帳ノ通ニ付畧ス
右社地ハ大野川及全支牛ノ谷川ニ接シ居候 / 付去ル明治 26 年 10 月 14 日ノ水害ニ罹リ數 / 地欠流為メニ神殿半倒シ直ニ修補ヲナシ置キ / 候處客年 9 月 11 日ノ洪水ニテ再破ニ及ヒ又々神 / 殿倒潰ノ姿ト相成以上修補ヲ加フルモ倒底将来永 / 久ノ見込無之ノミナラス境内狭隘ニシテ社寺建設スル余地無之氏子ノ者共大ニ困難罷在候附テハ本村大字端登字舟戸平 2,586 番 / 畑及別 1 畝 20 歩全所 2,585 番 / 原野及別 3 畝 15 歩ノ土地ハ地景等モ宜シク神地適當ナルニ付持

主ヨリ社有寄附致/サセ該地、遷宮仕度段今般協議相整
ヒ候間移轉之儀特別御詮議ヲ以テ御採可被成下度
依テ設計圖面等相添/此段奉願候也

明治 28 年 8 月 1 日

右氏子惣代	宮本納太郎 (印)
	梅本亦四郎 (印)
	帆足宰太郎 (印)
	森田元太 (印)
右社掌	玉井安武 (印)

大分縣知事山田為暄殿

右出願ニ付奥印仕候也

明治 28 年 8 月 21 日

大分郡竹中村長秦宇七郎

4. 天満社 (直入郡久住村字鶴)

明治 30 年 3 月 31 日受 内務部第三課

属安藤龍五郎 (印)

直入郡長へ照会案回議

内 3 戸第 565 号

御那久住村佐藤彦理七郎列ヨリ日野鎮座/無格社天満
社移轉再願書執達之處/御願書ハ明治 14 年乙第 65 號
達ノ/□□ソ復残セサルノニ有之候条却下方仕取/斗相成候
尤ニ御移轉ノ件ハ見込詮議中ニテ送□置ヒニハ之□ト義/
条候□□相成度此段申進候也

明治 30 年 4 月 1 日 内務部長 直入郡長

明治 30 年 3 月 19 日

神社移轉再願

直入郡久住村字鶴源野無格社天満社/移轉願書類本
年 2 月 12 日付ヲ以テ所轄□□一所ヲ理由差出候處未ク
御許可無之ニ付テハ社殿新築工事/着手ニ及□居トモ間
速ニ御許可/被下度此段奉願候也

明治 30 年 3 月 25 日

直入郡久住村

右神社信徒総格代 佐藤理七郎 (印)

右神社口持社掌

久住村社社掌 後藤万右郎 (印)

明治 30 年 7 月 14 日受

属松尾継夫 (印)

御指令案回議

直入郡久住村無格社天満社移轉/願出ニ依リ曩キニ内務
大臣へ御稟/議相成候處今般別紙ノ通リ指令/相成候條
左案指令相成可然/哉相伺候也

案

内 3 戸第 1306 号

直入郡久住村/佐藤理七郎/外 5 名

明治 30 年 2 月 13 日付神社移轉願ノ件聴届

但移轉濟上ハ明細帳調整届出

明治 30 年 7 月 17 日

知事 (印)

内務省指令甲第 58 號

大分縣

本年 5 月 31 日內三戸第 1,009 號/稟議神社移轉願ノ
件聞届

明治 30 年 7 月 9 日 内務大臣伯爵樺山資紀

明治 30 年 6 月 28 日受 内務部第三課

属井尻祐純 (印)

社寺局長へ回答案回議

内 3 戸第 1203 号

本月 9 日付甲第 58 號及先月 12 日付甲第/55 號ヲ以テ
無格社天満社及尊超越寺移/轉ニ関スル願書中当地畝歩
□相違ノ通/取調方御照会之趣了承取調候處左記ノ通
候条御了承相成度此段及御回答候也

明治 30 年 6 月 29 日 知事 (印)

社寺局長宛

左記

一天満社移轉地方物之内山林 7 畝 2 歩トナルハ余カ山林/
1 畝 4 歩ノ誤記ノ御申出候

一移轉先焼内地ノ儀ハ悉皆該神社へ寄附ノ都合ニ有之ニ而
申出ル

一尊超寺移轉地ハ大分郡大分村大字天田字窪上 2,417
番地ニ相違無之候慶長添書中 466 当地トアルハ余ク誤
記ノ候申出也

一移轉先地所ハ拜ミノ上ハ該寺ニ寄附スベキモノニ有之候申/□
□

戸乙第 64 號

客月 26 日付內三戸第 974 号及本月 15 日內三

戸第 1084 号ヲ以テ 竹田町真宗尊超寺 移轉願
之無格社天満社

ニ関スル件/取調方御 生 会趣了承取調候處左記ノ之
通リ申出候条御承知相成度此段及御回/答候也

明治 30 年 6 月 26 日

直入郡長麻生貞樹 (印)

内務部長

大分縣書記官有田義資殿

一尊超寺移轉地ハ大分郡大分村大字矢田字滝上 2,417
番ニ相違無之候長採事 中 466 番トアルハ全ク誤記ニ有之
候ノ申出候

一移轉先地所ハ許可ノ上ハ該寺ニ寄附スベキモノニ有之候ノ旨
申出候

一天満社移轉地反別每山林 7 畝 2 歩トアルハ全ク山林壹/
畝 2 歩ノ誤記ニ有之候旨申出候

一移轉先境内ノ義ハ悉皆該神社へ寄附ノ都/合ニ有之候旨
申出候

明治 30 年 6 月 12 日受 内務部第三課

属松尾継夫 (印)

直入郡長へ照会ノ件回議

内 3 戸第 1084 号

本年 3 月 8 日付戸甲第 16 號ヲ以テ無格社/天満社移轉願書御執達相成候處右/移轉願書ニ依リテ移轉先新境内地トナルルヘキ反別ノ内山林 7 畝 2 歩ト記載有之候得共移轉地隣地主承諾書等ニハ 214 /番山林 1 畝 2 歩トアリテ不突合ニ付右ノ何レモ正確ニ有之候哉且又移轉先境ノ内地ノ義ハ神社ヘ寄附ノ都合ニハ不相成候哉旨其筋ヨリ照会越候條至急ノ御取調御回報相成度此段及御ノ照会也

明治 30 年 6 月 15 日 内務部長

直入郡長宛

甲第 58 号

本年 5 月 31 日内 3 戸第 1009 号ヲ以テ/神社移轉願ノ件御稟議相成候處移/轉願書ニ依リテ移轉先新境内地トナルルヘキ/反別ノ内山林 7 畝 2 歩ト記載有之候得共/天満社移轉地隣地主承諾書等ニハ/ 214 番山林 1 畝 2 歩ト相成居彼是ノ突合不致右ノ何レモ正確ニ有之候哉且又/移轉先境内地ノ義神社ノ寄付ノ都合ノハ不相成候哉併セテ御調越有之度/此段及照会候也

明治 30 年 6 月 9 日

内務省 社寺局長心得久米重弥 (印)
大分縣知事杉本重遠殿

明治 30 年 5 月 29 日受 内務部第三課

属松尾継夫 (印)

神社移轉願出ニ依リテ回議

直入郡久住村無格社天満社移轉願ノ書別紙提出ニ依リテ実地ニ付テ遂調査候ノ處不都合ノ事廉簾無之事實ト認め候ノ條内務大臣ノ御稟議相成可然ノ哉左案相伺候也

案

内 3 戸第 1009 号

神社移轉願ノ件稟議

管下直入郡久住村無格社天満社ノ移轉願書別紙提出ニ依リテ実地遂調査候處出願ノ事實相違無之又ノ維持方法ニ確立ノモノト認め候條聴ノ許致度此段及稟議候也

明治 30 年 5 月 31 日 知事

内務大臣宛 (印)

明治 30 年 3 月 26 日受 内務部第三課

属大槻平美 (印)

神社移轉願ニ付回議

直入郡久住村無格社天満社移轉ノ義ノ出願ニ付追テ出張ノ席ヲ以テ実地檢見ノ上取扱候様取斗ラ然哉相伺候也
戸甲第 16 號

部下久住村字鶴鎮座無格社天満社移轉ノ義ノ同社信徒惣代佐藤理七郎外 4 名ヨリ別紙ノ通ノ出願ニ付取調候處出願ノ通ノ事實相違無之ニ付ノ願意御探聴相成度此段添申候也

明治 30 年 3 月 8 日

直入郡長麻生貞樹 (印)

大分縣知事平山靖彦殿

神社移轉願

大分縣豊后國直入郡久住村字鶴

一無格社天満社

条件 菅原神ノ由緒 不詳ノ神殿 堅
4 尺ノ横 4 尺ノ

境内 22 坪 官有地第一種

信徒 5 人ノ大分縣廳迄 12 里 15 丁

右神社地ノ義從來耕地ノ一隅且川端ニ接シテ衆諸余拜等不便ノ勿論出水毎ニ境内ノ溢水ニ侵社殿破壊ニ及ヒ到底此地ニ在リテハ永世保存ノ見込無之ニ付當時仮ニ最ノ近ノ神社ノ還座罷在候仕合ニテ實ニ神慮ノニ對シ不致之至リ候然ルニ本村字小長迫宅ノ地 4 畝 17 歩山林 7 畝 2 歩 (別紙四面ノ扣ハ清淨ノ土)ノ地ノミナラス衆諸參拜便利ノケ所ニ付今般社ノ殿新築移轉致度尤ニ右地所ハ私共買ノ受ノ協議相整ヒ候間御許可被下度ノ連署ヲ以テ此段奉願候也

明治 30 年 2 月 13 日

右神社信徒總代

佐藤理七郎

首藤儀一郎

佐藤友太郎

吉賀音四郎

大塚郡九郎

右神社受持社掌 久住神社々司後藤万太郎

大分縣知事平山靖彦殿

乙第 88 号

右奥印候也

明治 30 年 2 月 13 日 久住郡長藤孫□□郎

添付セシ書類

永續方法書

永續賃金受付名簿

収支見積書

神社新築受付名簿

隣地々主承諾書

計 10 書 2 冊

繪圖面別紙

復命書

直入郡久住村無格社天満社移轉出願ニ對シテ実地取調ノ為メ同村ヘ出張被命実ノ地ニ付テ調査スルニ其概先左記ノ通りニ有之候ノ一天満社ハ本村ヲ距ル 20 丁余ノ地ニ鎮座シ本社ノハ川ニ接近シ且道路ハ悪シク為メ平素信ノ徒ノ參拜不便不勘又該社地ハ耕地ヨリ低ノキ土地ニシテ降雨出水ノトキハ不潔物等境内ノ溢水スルノミナラス社殿ハ終ニ破壊ニ及ヒタルモ該地ハ永世保存ノ見込ナキ趣ヲ以テ社殿ノ破壊後于今再建セシ其當時祭神ハノ假ニ最近ノ神社ニ合殿セシ有様ニテ該社ノハ實際神社不適地ノ被認候ノ一移轉地ハ本村ヲ距ル 10 丁余アリ別紙繪圖ノ面ノ通り久住ヨリ大分ヘ通スル道路ニ浴ヒタルノ清淨ノ土地ニシテ又信徒ノ參拜上便利宜ノ於テ該地ハ神社地最ニ適當ノ被認候ノニ付テハ移轉必要ト見込候ノ右及復命候也

明治 30 年 3 月 28 日 属松尾継夫（印）

大分縣知事杉本重遠殿

5. 天神社（大野郡新田村大字本城字河内）

明治 30 年 4 月 8 日 内務部第三課

属大槻平美（印）

知事（印） 書記官 官房属（印）

内務部長 第三課長（印） 課僚（印）（印）

神社移轉願書提出=付回議

大野郡新田村天神社移轉願書信徒総代/列ヨリ別紙差出候=付調査候處事實/相違無之認、候条内務大臣へ御稟議可/相成哉左按相伺候也

按

内 3 戸第 607 号

神社移轉願、件=付稟議

管下大野郡新田村大字本城天神社移/轉、義出願候=付取調候處出願、事/実相違無之即、移轉、義ハ敬神及/神社建物維持上必要、認候条願意/聴許致度關係書類相添此段及稟/議候也

明治 30 年 4 月 9 日

知事

内務大臣宛

戸受乙第 71 号

本郡新田村無格社天神社/移轉之義=付該社総代人/加藤万五郎外 2 名ヨリ別紙之/通リ願出候處現在地ハ本/城山ノ北部ナル溪間ニ位セル/ヲ以テ自然ニ湿氣有之且又其/通路間ニハ毒虫（俗稱マヘビ）潜伏シ/參拝者中其害ニ羅ルモノ有之/夏期ノ參詣ハ危険、事ニシテ/實際不便、箇所ナルモ今回移/轉ヒントスル處ハ元天神社跡地ニシテ不適合トモ相認メズ 20 間ノ願意御採聽相成候様致度/此段及添申候也

明治 29 年 12 月 26 日

大野郡長鶴田正義（印）

大分縣知事平山靖彦殿

神社移轉願

大野郡新田村大字本城字河内

無格社

一天神社（以明細帳、通=付無之）

關係人貞 50 人

境内

畑 5 畝 20 步	新田村大字本述字 4 中 439 番
6 步	// 438 番
// 12 步	// 440 番
// 18 步	// 499 番
// 15 步	// 430 番

右今般移轉、上ノ境内ニ寄附

右神社ハ本村ノ東南ニ位シ西麓ニ森村ヲ負ヒ東口ニ高ノ山ヲ頂キタル深谷内ニ有之依テ陽光ヲ受ル事甚々脆弱ニシテ湿氣甚敷為メニ社殿腐朽シ保存上甚々因却之/次第ニ有之且、甚敷

路ハ六丁余ノ險悪ナル一小逕ニシテ/加ルニ雜木雜草繁茂シ其中蝮蛇棲息シ其虫害ノ羅ルモノ属々有之現ル一昨年 8 月 25 日佐藤小三郎ノ其足部ヲ口嚙レ本年 6 月 10 日全三浦悦五郎モ示其害ニ/羅リ申候始ク次第ニ朝夕ノ參拝モ老惧ノ處有之候ノヨリ自然ニ參拝者モ減少シ為メニ敬神ノ素志ニ背キ/候段遺憾不勘候就テハ本村ノ中央ニ位スル字田中ノ間天神社移轉跡地 5 畝 20 步ト大塚平次郎外 2 名寄ノ附畑地 1 畝 21 步合計 7 畝 11 步ハ社地ヲ移轉シ新ニ社殿拝殿ヲ造営シ以テ敬神ノ道ヲ永遠ニ維持シ/仕度候間何卒特別之御詮議ヲ以テ願意御採聽被下成度ノ別紙境内直物繪及永續維持方法書相添此段奉ノ伏願候

明治 29 年 9 月 25 日

右神社信徒総代人

加藤万五郎

佐藤 清

三浦善藏

右社掌 内藤長治

大分縣知事山田為暄殿

明治 30 年 3 月 26 日受 内務部第三課

大野郡長、照会按回議

内 3 戸第 537 号

客年 12 月 26 日付戸受乙第 71 号ヲ以テ口ノ新田村大字本城無格社天神社移轉願書ノ御執達ニ付係員出張セシメ实地調査為改ノ候處該社信徒総代ノ申立ニ依願書附尾書類ノ中ニ永續基金ハ既ニ消費シ且境外所有地ノ耕地ハ過半賣却セシ趣然ル次第ニテハ将来ノ永續基本財産無之ノミナラス願書面トモノ相違候義ニ付右ノ候所ノ次第相成為御取調ノ相成候様改度及依テ願書相添此段及御ノ照会候也

明治 30 年 3 月 30 日内務部長

大野郡長宛

復命

主任（印）

大野郡新田村無格社天神社移轉出願ニ付ノ自地踏查ノ為メ出張ヲ被命候ニ付該村役場ノ書記玉田学並ニ信徒総代佐藤清立会実ノ地調査候概要左ノ通りニ有之候ノ

一現今ノ社地ハ高二三間斗ノ小丘ノ上ナルモ 3 面ノ高山圍繞シ日先ヲ受タル事不多故ニ大休上ノ陰湿ノ地ナリ然レトモ水氣社殿ヲ浸スト云フカ如ノキ土地ニハ無之認メ候
一道路ハ概ニ右側ハ山麓左側ハ畑地ニシテ道ノ巾 3 尺斗ノ小徑ニシテモ多少阪ハ有之候得共ノ險阻ト名ク可キ場所ニハ無之候ノ

一蝮蛇棲息ノ有無ハ目下氣節柄取調アル事ノ得サルモ甲乙村民ニ就キ聞キ得タル所ニ依リテハ該社近傍ノ溪間ハ一般蝮蛇多キ土地ナリノリト云フ

一新移轉出願地ハ畑地ニテ四方平坦且村道ニ接シノ參詣等ニハ最弁利ノ所ニ有之候但現今神社等ニキ建物ナリ

一境外所有耕地ハ明細帳上七筆ナルモ其六筆ノハ神社費ニ充ツル為メ既ニ賣却セシ趣ニ有之候ノ右ノ次第ニ付現今ノ社地ハ御弁利ノ場所ニシテノ新移轉出願地ハ該大字中最モ弁

利、所、認、候得共業已=所有耕地過事實却、等、ノ、
義=付維持資本、今誓、増加、其筋、ノ、稟議相成候トモ
不都合無之見込候間此ノ段復命候也

明治 30 年 3 月 13 日 属大槻平美 (印)
大分縣知事平山靖彦殿

戸受乙第 71 号

本郡新田村大字本城無格社天神社ノ永續基金及境外
地ノ義=付去月 30 / 日付内 3 戸第 537 号ヲ以テ御照會ノ
趣了承即テ取調候処別紙 29 年ノ牛収支明細書及預証
写ノ通リニ賣ノ却及消費ノ致シ居ラヌ候条御了知ノ相成分
移轉願書相添、此段及御ノ回答候也

明治 30 年 4 月 5 日 大野郡長鶴田正義 (印)
内務部長 大分縣書記官中村典八殿

明治 29 年中天神社財産金収支明細書
收入ノ部

一金 1 円 11 銭 3 厘

但明治 28 年度ヨリ操越高

一金 8 円 21 銭 2 厘

但明治 29 年度作得米 1 石 1 舂 5 合口
却代金 1 名=付 8 円 20 銭尤社地付畑 4 反ノ
12 歩=對スル小作米
合計金 9 円 32 銭 5 厘

支出ノ部

一金 1 円 19 銭 5 厘

但 29 年度地租其他諸税金支拂高

一金 7 円 45 銭 6 厘

但 29 年度中春夏秋冬 4 期祭典費神
官ノ支拂高

合計金 8 円 65 銭 1 厘

差引殘金 67 銭 4 厘明治 30 年度ノ操越分

右之通相違無之候也

明治 29 年 12 月 30 日

右神社總代人 加藤万五郎 (印)
三浦善藏 (印)
佐藤清 (印)

前書之通相違無之候也

明治 30 年 3 月 5 日

新田村長佐藤副太郎 (印)

預リ証

一金 63 円 50 銭

但新田村大字本城字河内天神社維持ニ對スル
寄付金尤モ利子年 2 歩

右之金受正ニ相預候処明白也尤返金ノ之義、御申越次
第何時ニテモ御返納ノ可仕候處復旧日預リ証依テ如件

明治 29 年 8 月 25 日

大野郡新田村大字本城 368 番地預リ主
加藤午五郎 (印)

右神社總代

加藤万五郎殿
右三浦善藏殿
右佐藤清殿

右者本書ノ預リ証写取リ候處相ノ違無之候也
明治 30 年 3 月 5 日

右總代人 加藤万五郎 (印)
三浦善藏 (印)
佐藤清 (印)

前書之通相違無之候也

明治 30 年 3 月 5 日新田村長佐藤副太郎 (印)

明治 30 年 4 月 9 日受 内務部第三課
議案 属安藤龍五郎 (印)
決議

知事 (印)

内務部長 第三課長 (印)

課僚 (印) (印)

社殿改築并位置模様替願出ニ依リ回議

北海部郡上浦村々社御靈社々殿等腐朽ノ属ノ到底完全
ノ修繕難出来ヨリ今般ノ右社殿等改築并位置模様替ノ義
別紙ノ通ノ出願調査スルニ事實口余儀モト見認条ノ御聴許
相成可然哉御指令案左ノ御伺候也

案

内 3 戸第 629 号

北海部郡上浦村ノ稻生 饒ノ外 3 名

明治 30 年 3 月 19 日付社殿改築并位置
模様替ノ件聞届

但竣工ノ上ハ明細帳調製直ニ届出ノ

明治 30 年 4 月 12 日 知事

戸 3 第 730 号ノ 1 主任 (印)

本年 4 月 21 日付指令移轉ノ御許可ニ係ル本郡新田村大
字ノ本城字河内鎮座神社全 5 月ノ 9 日ニ付字田中移轉

済ノ執ノヲ以別紙明細書等口出願候ノニ付及進達候也
明治 30 年 8 月 28 日

大野郡長鶴田正義 (印)

大分縣知事杉本重遠殿

1 庶第 23 号

別紙故本郡新田村大字本城字河内鎮座神社ノ移轉出
願候処本年 4 月移轉許可 5 月 9 日ノ移轉済ニ付明細書
調製進達仕候也ノ

明治 30 年 8 月 14 日

信徒總代 加藤万五郎 (印)
右全上 三浦善藏 (印)
右全上 佐藤清 (印)
右社掌 内藤長治 (印)

大分縣知事杉本重遠殿

前書之通相違無之候也

明治 30 年 8 月 16 日

新田村長佐藤副太郎 (印)

明細書

大分縣管下豊後国大野郡新田村大字本城字田中

無格社 天満社

- 一祭神 菅原神五柱 倉稻魂神 大物主神
伊装那美命 速玉男命 事解男命
倭姫命
- 一由緒 不詳菅原神一柱、本城字西一柱、字田中一
柱、字／神、平一柱、字相馬上倉稻魂神大物
主神、字木／峠伊装那美命速玉男命事解男
命、字千／帖津留倭姫命、字岩下ヨリ明治 17
年 8 月／願濟合併字河内、鎮座、處
明治 30 年 4 月／ 21 日願濟
全年 5 月 9 日當所、移轉
- 一神殿 竪 1 間／横 1 間
- 一拝殿 竪 2 間 3 尺／横 2 間
- 一神庫 竪 1 間 3 尺／横 1 間 2 尺
- 一境内 221 坪 民有地第一種
- 一境外所有地
 - 耕地 8 畝 15 歩 本城字タイ
 - 地價 4 円 18 銭
 - 耕地 7 畝 18 歩 本城字イモン
 - 地價 3 円 74 銭
 - 耕地 5 畝 12 歩 本城字同所
 - 地價 2 円 67 銭
 - 耕地 7 畝 3 歩 本城字同所
 - 地價 3 円 51 銭
 - 耕地 4 畝 12 歩 本城字芝原
 - 地價 2 円 17 銭
 - 耕地 2 畝 24 歩 本城字五郎平
 - 地價 1 円 39 銭
 - 耕地 4 畝 8 歩 本城字芝原
 - 地價 2 円 26 銭
- 一信徒 50 人
- 一大分縣廳迄 11 里 20 町 以上

6. 稻荷社・水神社 (直入郡豊岡村大字飛田川)

案

内 3 戸第 125 号 神社合併移轉願、件稟議
管下直入郡豊岡村大字飛田川無格社／稻荷社及水神
社合併移轉願書／別紙提出、依リ実地調査候處出／願
之通事実相違無之且維持方法／モ確立ノモノト認メ候條聽
許致度／此段及稟議候也

明治 30 年 1 月 22 日 知事
内務大臣宛

戸甲第 86 號 神社合併移轉願添申
部下豊岡村大字飛田川無格社稻荷社及水神／社、両社
并、境内神社壹社合併移轉、義別紙出／願、付取調候處

出願之通事實相違無之候間／願意御採廳相成度此段
及添申候也

明治 29 年 12 月 15 日 直入郡長麻生貞樹 (印)
大分縣知事平山靖彦殿

第 205 號 添書

別紙豊岡村大字飛田川字三砂口鎮座無／格水神社字
大芝原鎮座無格稻荷社合併／移轉願書差出候、付取調
候處不都合無／之、認候條及進達候也

明治 29 年 11 月 2 日

直入郡豊岡村長藤村文三 (印)

大分縣知事平山靖彦殿

神社合併移轉願

大分縣直入郡豊岡村大字飛田川字大芝原鎮座

- 一無格社 稻荷社
- 祭神 倉稻魂命 素盛鳴尊 大市比賣神
- 由緒 不詳
- 神殿 竪 3 尺／横 3 尺
- 拝殿 竪 2 間／横 2 間
- 境内 34 坪 官有地第 1 種
- 境内神社 1 社
- 稻荷社 倉稻魂命 素盛鳴尊 大市比賣神
- 由緒 創立不詳元当村字城無礼、鎮座稻荷社、公
称、処明治 9 年 7 月許可、上当境内、還座
- 社殿 竪 3 尺／横 3 尺
- 信徒 20 人
- 大分縣廳迄 12 里 18 丁
- 同縣同郡同村大字同字竈ケ字土鎮座
- 一無格社 水神社
- 祭神 岡象女命
- 由緒 創立不詳昔時ヨリ古水神ト稱、来レリ／
近年信徒、カヲ以テ神拝殿ヲ新築ス
- 神殿 竪 4 尺／横 4 尺
- 拝殿 竪 2 間／横 2 間
- 籠殿 竪 1 間／横 1 間 3 尺
- 境内 39 坪 官有地第 1 種
- 信徒 31 人／大分縣廳迄 12 里 16 丁

再築境内成地 90 坪

右両社、同村大字飛田川内小組合、受持、(境内竹
木無之) 稻荷／社、字大芝原ト云、ル峠、御鎮座有之候處
同所、峯頭／ 4 面烈風雨、被害年々有之候得共是迄、修
繕致シ、来リ候モ又昨年、大風雨、大破、及、如何共成難
修、繕モ荏苒、打過、居候水神社、同村字三砂古ト云、ル山
／間溪谷、地、シテ竈ケ字土ト云、此地、タル畑原野、ナリ只小
流、アリ土地狭隘、水流モ如何トモスル能ハズ依テ暗梁ヲ、築造シ水
ヲ疏流通シテ其、上、土砂ヲ埋メ立テ及別 1 畝／ 9 歩、設ケ社
殿ヲ建築アルモ強寒、地、シテ尚小川／水氣、為メ神殿及拜殿モ
悉ク腐敗、及ヒ即今倒／崩、次第ト相成甚ク不敬神ノ事ト、ハ乍

思モ方今金銭ノ不融通ノ際ニテ信徒僅ニ 30 人ナレハ両社トモ修繕或ハ再築スルモ多額ノ費ヲ要スル事ニテ出来兼候ニ付ノ合併シテ一社ト仕度就テハ水神社ヲ稻荷社ニ合併シテ再築スルモ該地ハ前ニ陳述ノ土地ナレハ将来風ノ害ノ恐渺カラス尚水神社ノ社名モ消失シ或ハ稻ノ荷社ヲ水神社ニ合併再築スルモ此地ハ寒地且湿氣ノ強ハ是又腐敗ノ恐アリ然シテ稻荷社ノ社名モ消ノ滅ス然ルニ右信徒後藤吉治郎所有豊岡村 1,959 / 番地字瓜尾山林及別 3 及 6 歩ノ内 3 畝歩ノ再築御還座申度此地ハ竹田ヨリ同村則チ豊岡ノ及宮城ヲ經テ熊本ニ通スル新道上ニテ祭日祭具ノ運送及参拝者ノ通行便利ニシテ稻葉川目下ヲ東流シ風景尤義ナリ社名ハ両社ノ社名後年ニ残ノサン為メ改崇シテ稻水ノ神社ト公称仕度尤モ合併シテ再ノ築義信徒中協議相整居候間特別ノ御詮議ヲ以テ右願意御採用被成下度繪圖面相添此段奉願候也

明治 29 年 10 月 20 日 右神社信徒総代人 武宮勝人
朝倉仙次郎
池部善三郎
後藤吉治
野上教彦
右神社 社掌

大分縣知事平山靖彦殿
前書之通候也
明治 29 年 11 月 20 日

直入郡豊岡村長藤村文三
明治 29 年 12 月 10 日受
内務部第三課 属大槻平美 (印)
直入郡長へ照会按回議

内 3 戸第 2295 号
御郡豊岡村無格社稻荷社分 2 社合併ノ義別紙信徒総代ヨリ出願候就テハ光友ノ御意見書添付相成候梗致度此段ノ及御照会候也

明治 29 年 12 月 11 日 内務部長
直入郡長宛
追テ別紙付義ノ通御取調相成度申ノ添候也ノ授 (印)
復命書

直入郡豊岡村大字飛田川無格社水ノ神社及稻荷社合併移轉並ニ大野郡南ノ諸方村々社一ノ宮二ノ宮八幡社及緒方ノ村三ノ宮八幡社昇格願書ニ依リ実否ノ調査トシテ実地へ出張被命即チ其地ノ調査ノ概況ハ左ノ通リ有之候ノ一水神社ハ本村ヲ距ル八丁餘ノ竈ノ宇土ト云フノ西南隅ノ山間深谷ノ地ニ鎮座シ該神社ノ南西北ノ三面ハ皆山ニテ周囲ハ田畑原野ノナリ土地狹隘ニシテ致ナク又境内ニ小渠アリテノ平素流水スノ神社ノ背後ニ城原井手アリ降雨ノトキノ如キハ勢ヒ境内ノ灌漑浸潤ノ神拝殿ノ等ノ簣下ハ平素湿氣強ク為メ諸建ノ物腐朽ノ到底僅妙ノ信徒ニテハ永遠ノ維持難相立ノミナラス信徒等ノ参拝上ノ不便不勘神社不適地ト認メ候 [見本図面添フ]

一稻荷社ハ本村ヲ距ル 15 丁餘ノ大芝原ト云フ山ノ峠ニ鎮座

シ該神社周囲ノ樹ノ木等更ニ暴風雨ノトキノ如キハ神拝殿ノ屋根及瓦鳥居等ヲ吹キ剥ニ又ハ吹倒ノシ時々修繕ヲ加フルモ到底将来風害ノ恐シ不勘又信徒参拝上ニ不便有之是ノ亦神社不適

地ト認メ候 [見取図面添フ] /
一両社移轉スル地ハ信徒所有ノ山林ニシテ村ノ中央ニ有之又竹田ヨリ豊岡及宮城ヲ經テ熊本縣産山ニ通スル道路ニ沿ヒタル高地ニテ湿氣及不潔等ノ恐レナキノミナラス信徒参拝ノ上ニ權利ニ有之又稻葉川目下ヲ東流シ風景存ス美ナル地ニテ神社適當ノ地ト認メ候ノ以上ノ事實ナルヲ以テ合併ノ上移轉ハ必要ト見込候ノ

一大野郡南緒方村一ノ宮及二ノ宮八幡社並ニ緒ノ方村三ノ宮八幡社永続基本財産等ハ出願ノ通リ事實ニ有之金員及田地ハ氏子ノ或ハ信徒ニ貸シ付ケ元金無シ利子ハ年々米ノ収獲ノ當時收入シ又田地ニ係ル小作料ハ同時收入スル趣ニテ總テ收支ニ関スル諸帳簿ノ現在ニ調査上更ニ不都合ノ廉無之認メ候ノ

一一ノ宮二ノ宮及三ノ宮八幡社ノ由緒ハ確實ナルノ古社ニ有之又諸建物ノ如キモ巨大ニシテ神拝ノ殿等ハ檜皮及草或ハ瓦葺ニテ風致モ宜シク信徒モ總テ 1 万人以上ノ人員ニ有之一ノ宮八ノ幡社ハ二ノ宮三ノ宮八幡社ニ比諸建物ノ及風致等ハ同一ナラサルモ由緒於テハ同一ノ神社ニテ旧藩主ノ参拝モ異ナラサルノキモノニ付テハ三社トモ縣社相当ノ神社ト見込候ノ右及復命候也

明治 30 年 1 月 14 日 属松尾継夫 (印)
大分縣知事 平山靖彦殿

結
同標題 (その 1) の結で触れた事柄より、改めて結びとするものはない。しかし、山神祠、賽神祠の類、地藏堂、辻堂の類は積極的に移転や合併を進めている記録を次に示して結びとする。

教部省第 37 號達 明治 9 年 12 月 15 日

府縣
各管内山野或ハ路傍等ニ散在セズ神祠佛堂 [祠ハ山神祠賽神祠ノ類ハ地藏堂辻堂ノ類]ノ矮陋ニシテ一般社寺ニ比シ難ク且本素監守者無之向ハ総テ最寄社寺ニ合併又ハ移轉可為教尤ノ人民信仰ヲ以テ更ニ受持ノ神官僧侶相定メ永續方法ヲモ相立存置ノ儀願出候ハノ管轄廳ニ於テ聞届シモ處分濟ノ後別紙低難形ニ照準シ一同取纏メ可届出此旨ノ相違候事ノ但神社寺院明細帳ニ記載ノモノハ何ノ上処分スベシ

[注]

- 1) 拙稿「明治期大分県神社の移転 (その 1)」(『九州産業大学工学部研究報告』第 39 号 平成 14 年 12 月 20 日刊)。大分県明治行政資料、(大分県立図書館所蔵) による。
- 2) 大字と字名が異なる。